

「船舶所有者の責任」文献目録

久留島 隆

序

船舶所有者の責任を制限するいわゆる船主責任制限制度は、わが国の場合、昭和50年に成立した「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」によって規定され、関係条約の趣旨に沿った内容となっている。この船主責任制限法は、昭和57年5月に改正され、改正法は2年後である昨年の昭和59年5月20日から施行されている。しかし、船主責任制限制度が、今日の現行法のようにまとまるに至るまでの経緯は、必ずしも単調なものではなかった。現行法の成立は、重大かつ多くの問題点をその都度究明されてきた先学の貴重な業績に依拠するものであったはずであるし、それでもなお現行法が定める制度が万全であるとは考えられないため、現在および将来においても諸問題解決へ向けて、これらの先学の論稿は不可欠な羅針盤として、我々後輩の指針たるべきものと思われる。

そこで、本稿では、「船舶所有者の責任」に関するわが国の文献について、とりあえず本学経営学部資料室および同経済学部附属貿易文献資料センター所属の雑誌文献を中心にして時間を追ってまとめてみることにした。この種の仕事をやるにあたっては、すでに公表されているものに照らすと、種々の方法が用いられていることが分かる。とりわけ、「船舶所有者の責任」という問題は、条約の成立と改正、わが国における船主責任制限法の単行法としての成立、その後の判例の動きおよび条約改正に応じた船主責任制限法の改正というように、一連の時間的経過を抜きにして取り組むことはできない。そこで、論文、論説、判例研究、判例解説、紹介記事等であって、著者名の明らかな文献に限定しつつ、特に、各雑誌文献の発行年月を綿密に整理し、何時、誰が、どのようなテーマを掲げて、

「船舶所有者の責任」について取組んだかが、年月の経過とともに、一見して明らかになるよう配慮した。したがって、本稿は、その内容・体裁からして単に文献集にとどまるものではない。

この種の仕事にあつては、公表されているすべての関係文献を渉猟し尽して、整理すべきであるが、単独では限界もあり、疎漏の感は否定できない。他日、これらを含めて、特に古典的な文献について補完できればと考えている（なお、雑誌の発行年月等について疑義のあるものなど、その他若干の文献に関して、財団法人海事産業研究所の海事資料センター（村山映子氏）の御協力を得て、補正したことをおことわりしておかねばならない。）

船舶所有者責任制限制度の経緯と概要

船舶所有者の責任を制限する制度は、特定の船舶による航行活動の結果、運送人たる船舶所有者が負担すべきすべての不法行為責任および船舶を手段とする運送に関するすべての債務不履行責任について、その責任を一定の限度に制限することを認めるものである。

元来、債務者は債権者に対して無限責任を負うのが原則である。この理は、船舶所有者が、その債権者に対する関係においても同様であって、船舶所有者は陸産および海産の全財産をもって、債権者に対してその責に任ぜられなければならないはずである。けれども、このいわゆる船主責任制限制度は、海商企業の沿革上および海商企業を奨励する手段として古くから認められ、各国の導入するところとなっている。船主責任制限制度の根拠については、議論のあるところであるが、今日では、国際的競争が展開される海運業について、特定国のみが、この制度を廃止することは実際上困難であるとの理由に基づいて、制度の内容を近代

化し、合理化することによってその命脈を保ち得る制度である、と説明されているのである。

船舶所有者の責任を制限する最初の条約としては、「1924年の海上航行船舶の所有者の責任の制限に関するある規則の統一のための国際条約」〔International Convention for the Unification of certain Rules relating to the Limitation of the Liability of Owners of Sea-going Vessels, 1924〕が、成立している。しかし、この条約は、区々の主義のもとでの妥協の産物であり、船価責任主義と金額責任主義との折衷であって、かつ航海主義を採用するものであった。そのため、多くの欠陥を含んでいたため、ほとんどの主要海運国はこれを採択せず、各国法の統一という目的を達成するにはほど遠いものであった。その後、1924年条約を実質的に改正しようとする機運が起こり、1957年10月10日ベルギーのブラッセルで開催された第10回海事法外交会議で採択されたのが、「1957年の海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約」〔International Convention relating to the Limitation of the Liability of Owners of Sea-going Ships, 1957〕である。この1957年（昭和32年）条約は、船主責任制限に関するイギリス法の立場を基本的に採用したものであり、金額責任主義に基づいている。この金額責任主義のもとでは、船舶の航行に関して発生した損害に対する船舶所有者の責任を一事故ごとに定め、損害を発生させた船舶のトン数に応じて、一定の割合により算定された金額で、船舶所有者の責任を制限できることになる。このように、一定の基準から算出された損害賠償金額を得られるので、債権者にとって債権の満足が得られなくなるというような問題は起こりにくく、また、船舶所有者にとっても事故を起こした船舶を差押えられることがないため、企業活動に差支えるということもない。その上、金額責任主義においては、良船の所有者でなければ、この負担に応じえないために、悪船を陶冶する利益があり、海産の滅失によって責任額に影響がないなどの点においても、すぐれていることが認められている。

わが国の昭和50年改正前商法690条（昭和13年改正前商法544条）1項は、「船舶所有者ハ船長カ其法定ノ権限内ニ於テ為シタル行為又ハ船長其他ノ船員カ其職務ヲ行フニ当タリ他人ニ加ヘタル損害ニ付テハ航海ノ終ニ於テ船舶、運送貨及ヒ船舶所有者カ其船舶ニ付キ有スル損害賠償又ハ報酬ノ請求権ヲ債権者ニ委付シテ

其責ヲ免ルルコトヲ得但船舶所有者ニ過失アリタルトキハ此限ニ在ラス」、同条2項は、「前項ノ規定ハ雇傭契約ニ因リテ生シタル船員ノ権利ニ付テハ之ヲ適用セス」と規定し、一方的意思表示により自己の有する財産上の権利を債権者に移転して免責を受けるというフランス法系の委付主義を伝統的に採用していたのである。この委付主義のもとでは、債権の満足が船舶や運送貨等の海産の現存する範囲に限定されるから、たとえば、沈没による船舶の滅失の場合には、債権者は事実上ほとんど損害の賠償を得ることができない結果となる。そのために、委付主義は、組合的な企業形態ないしは一航海を冒険の一企業とみた過去の企業形態にとらわれたものであって、最も不合理な制度であると評されていた。けれども、金額責任主義に基づく1954年条約に準拠して、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」が、昭和50年（1975年）12月12日に第76臨時国会において成立し、同月27日に公布（昭和50年法律第94号）され、昭和51年（1976年）9月1日に施行されることとなった。わが国の海事産業界からの現実的な理由があったとはいえ、1957年条約から15年以上も経過して成立するに至ったのである。新たに船主責任制限法が商法典とは別個に単行法として制定されるとともに、伝統的な委付主義が廃止されたのである。これに伴ない商法690条が改正され、同条は、「船舶所有者ハ船長其他ノ船員ガ其職務ヲ行フニ当タリ故意又ハ過失ニ因リテ他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ」、と定められることとなった。すなわち、船長その他の乗組員がその職務を行なうにあたり、他人に加えた損害については、船舶所有者が無過失賠償責任を負担することとなったのである。また民法715条に定める使用者責任の場合と異なり、被用者に対する選任、監督上の無過失立証による免責が認められていないことから、船舶所有者の責任が拡張されることとなった。このような責任を制限しようと欲するならば、金額責任主義に基づく船主責任制限法による責任制限手続の開始を申し立てなければならぬのである。

船舶所有者が、責任制限の申立をしても、これによってみずから有責であることを認めたことにはならない。なぜなら、船主責任制限法に基づく責任制限の申立は、船舶所有者が自分自身に損害賠償の義務があるのならば、責任を制限したいという意味にすぎないからである。他方、債権者は、船主責任制限法に定める

手続とは別に、船舶所有者の故意または過失を主張して、船舶所有者に対して訴を提起することができるのである。船主責任制限法は、責任制限主体と制限債権を掲記する反面、責任制限のできない場合も規定している。その他、船主責任制限法は、供託委託契約等の点において船舶所有者の便宜を図るとともに、基金の形成を責任制限の要件としている。このように、船主責任制限法は、債権者および債務者の利益調整をかなり工夫して成立したものであるが、他方においては、すでに1957年条約の改正が進められていたのである。その理由は、1957年条約はすでに成立後20年近くを経ており、改善検討すべきいくつかの問題のうち、特にインフレの進行等に伴ない、同条約に定める責任限度額の妥当性が問われていたことにある。

1974年にハンブルグで開催された万国海法会第30回国際総会で、1957年条約が審議された結果、海事債権に対する責任の制限に関する国際条約案が、同年4月4日にまとめられた。次いで、1976年11月1日から19日まで、ロンドンにおいて政府間海事協議機関〔Intergovernmental Maritime Consultative Organization＝IMCO；1982年5月22日より、International Maritime Organization＝IMO、国際海事機関と改称〕の主催による全権外交会議が開催され、1957年条約に代わる「1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約」〔Convention on Limitation of Liability for Maritime Claims, 1976〕が、同月19日に採択されるに至ったのである。1957年条約において定められている船舶所有者等の責任限度額の大幅な引上げを内容とする1976年（昭和51年）条約に沿うように改正されたのが、昭和57年（1982年）の船主責任制限法の改正である。

船舶の所有者等の責任の制限につき必要な事項を定める「船舶所有者等の責任の制限に関する法律」の改正法は、昭和57年5月14日、第96国会において成立し、同年5月21日に「船舶所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律」として、公布（昭和57年法律第54号）された。主要な改正点は、責任制限主体の拡大が図られたことであり、船舶所有者等と並んで、救助者を責任制限主体に追加し、これらの者の被用者等についても自己の責任を制限することができる点である。第二に、責任限度額の引上げが行われた結果、債権者の保護が著しく充実したことである。この改正に伴ない、責任限度額算定の基礎

となる計算単位は、従来の金フランから、国際通貨基金〔International Monetary Fund＝IMF〕協定3条1項に規定する特別引出権〔Special Drawing Right＝SDR〕による一特別引出権に相当する金額を一単位とすることとなった。第三に、制限債権の区分として、人の損害に関する債権と物の損害に関する債権のほか、船舶の旅客の死傷に係る当該船舶の船舶所有者等またはその被用者等に対する債権を新設したことである。第四に、船舶所有者等、救助者等が自己の責任を制限することのできる債権の範囲について規定の体裁が改められたことである。第五に、船舶所有者等もしくは救助者およびこれらの者の被用者が、自己の責任を制限することができなくなる事由を、損害が「自己の故意または損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為」により発生した場合に改めたことである。このような改正法のもとでは、比較的トン数の小さな船舶の責任限度額を、改正前よりも大幅に引上げたうえで、トン数が増すに従い、責任限度額の増加率が遞減するように定められたために、衝突損害賠償責任保険や船主責任保険の付保は、従来にも増して意義を有することとなった。

昭和57年5月21日に公布された改正法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなっていたが、昭和59年（1984年）3月2日に、その施行期日を定める政令（昭和59年政令第22号）が公布され、改正法は、昨年（昭和59年）5月20日から施行されることになった。他方、改正法が準拠する1976年条約についても、昭和57年（1982年）4月23日に国会の承認を得て、同年6月4日加入書寄託の手続がなされたが、この条約自体は、12カ国以上の批准等が得られていないため、現在未発効という状況である。したがって、改正法は、1976年条約の発効を待たずに、昭和59年5月20日に施行されたということになる。

船主責任制限制度は、海上企業関係者間の利益調整の問題といっても言いすぎることはない。なぜなら、被害者たる債権者もまた同様に船舶所有者である場合が多いからである。一般的に言えば、利益調整機能を双方が共通に受けていることになるのであろうが、被害者保護の確保に努めるあまり、船主責任制限制度の本来の目的が損なわれることのないよう、潜在する不合理な欠点を、今後、引続いて検討していくことが重要である。

※ ※ ※

明治時代

- 市村富久「商法第544条ノ解釈ニ付テ」法学協会雑誌27巻3号87頁・明治42年〈1909年〉3月
- 市村富久「挽船々長ノ過失ニヨル船舶所有者ノ責任」大審院明治42年1月22日判決大審院民事判決録15輯1巻23頁
法学協会雑誌27巻5号76頁・明治42年〈1909年〉5月
- 市村富久「海産委付（附、船員当直問題）ニ關スル判例」法学協会雑誌27巻9号111頁・明治42年〈1909年〉9月
- 市村富久・同（承前）
法学協会雑誌27巻10号94頁・明治42年〈1909年〉10月
- 加藤正治「仏國船舶所有者責任制度」法学協会雑誌27巻11号1頁・明治42年〈1909年〉11月
- 加藤正治・同（承前）
法学協会雑誌27巻12号63頁・明治42年〈1909年〉12月

大正時代

- 松本丞治「海産委付ノ法律上ノ性質」
京都法学会雑誌8巻8号1頁・大正2年〈1913年〉8月、『私法論文集』第2巻135頁（巖松堂書店・大正5年〈1916年〉3月）所収、『商法解釈の諸問題』411頁（有斐閣・昭和43年〈1968年〉7月）所収
- 市村富久「船主責任概論」
法学協会雑誌32巻11号103頁・大正3年〈1914年〉11月
- 烏賀陽然良「英國法ニ於ケル船主有限責任制度ノ概要」
法学新報29巻9号1頁・大正8年〈1919年〉9月、『商法研究』第4巻109頁（有斐閣・昭和11年〈1936年〉10月）所収
- 小町谷操三「免責約款ニ關スル疑義ニ就テ」
法学新報30巻10号48頁・大正9年〈1920年〉10月、『海商法研究』第1巻268頁（有斐閣・大正10年〈1921年〉8月）所収
- 西島称太郎「船主の責任制限ある債務に就て」(1)
法学論叢7巻6号50頁・大正11年〈1922年〉6月
- 西島称太郎・同(2)

法学論叢8巻1号116頁・大正11年〈1922年〉7月
◦烏賀陽然良「1923年船主責任の制限に關する統一條約準備案に就て」

国民經濟雜誌35巻5号1頁・大正12年〈1923年〉5月、『商法研究』第4巻133頁（有斐閣・昭和11年〈1936年〉10月）所収

1924年条約成立（8月）

- 小町谷操三「船舶所有者の公法上の責任と免責委付」
海事創刊号28頁・大正13年〈1924年〉8月、『海商法研究』第3巻515頁（有斐閣・昭和6年〈1931年〉9月）所収
- 田中誠二「船員の不法行為に對する船主の責任を論ず」
海法会誌9号53頁・大正13年〈1924年〉12月、『海商法上の諸問題』75頁（有斐閣・昭和3年〈1928年〉1月）所収
- 大浜信泉「英國船主責任制度論」
早稲田法学4巻1頁・大正14年〈1925年〉4月

昭和元年～10年

- 小町谷操三「船舶の賃貸借と船舶所有者の責任・海上衝突予防法第29条の解釈」大審院大正15年12月17日判決大審院民事判例集5巻12号854頁
法学協会雑誌45巻12号191頁・昭和2年〈1927年〉12月、判例民事法大正15年度119号事件604頁、『海商法研究』第5巻361頁（有斐閣・昭和12年〈1937年〉1月）所収
- 小町谷操三「再傭船契約と所謂船長の職務の範囲・船主の債務不履行と希望利益算定の標準」大審院昭和3年10月20日判決大審院民事判例集7巻11号815頁
法学志林31巻2号99頁・昭和4年〈1929年〉2月、判例民事法昭和3年度80号事件397頁、『海商法研究』第4巻388頁（有斐閣・昭和8年〈1933年〉7月）所収
- 小町谷操三「羅馬法に於ける船舶所有者の責任」
法学協会雑誌47巻5号73頁・昭和4年〈1929年〉5月、『海商法研究』第3巻2頁（有斐閣・昭和6年〈1931年〉9月）所収
- 小町谷操三「海上衝突豫防法第20條第21條の解釋・商法第544條と民法第715條との關係・海技免状所持

- 者の選任と船舶所有者の責任」大審院昭和3年10月23日判決大審院民事判例集7巻12号938頁
 法学志林31巻6号60頁・昭和4年〈1929年〉6月，
 法学協会雑誌47巻9号182頁・昭和4年〈1929年〉
 9月，判例民事法昭和3年度89号事件445頁，『海商
 法研究』第4巻464頁（有斐閣・昭和8年〈1933年〉
 7月）所収
- 小町谷操三「船舶所有者の責任・海商法の適用範囲
 の擴張・条件附免責委付の効力」大審院昭和3年6
 月23日判決大審院民事判例集7巻7号472頁
 法学協会雑誌47巻5号183頁・昭和4年〈1929年〉
 5月，判例民事法昭和3年度48号事件240頁，『海商
 法研究』第5巻350頁（有斐閣・昭和12年〈1937年〉
 1月）所収
 - 小町谷操三「中世に於ける船主の責任」(1)
 法学協会雑誌47巻6号1頁・昭和4年〈1929年〉6
 月
 - 小町谷操三・同(2)
 法学協会雑誌47巻7号47頁・昭和4年〈1929年〉7
 月，(1)および(2)『海商法研究』第3巻50頁（有斐閣
 ・昭和6年〈1931年〉9月）所収（同第3巻では，
 「中世に於ける船舶所有者の責任」となっている。）
 - 小町谷操三「近世に於ける船主責任の変遷」(1)
 法学協会雑誌47巻9号101頁・昭和4年〈1929年〉
 9月
 - 小町谷操三・同(2)
 法学協会雑誌47巻10号80頁・昭和4年〈1929年〉10
 月，(1)および(2)『海商法研究』第3巻115頁（有斐
 閣・昭和6年〈1931年〉9月）所収（同第3巻で
 は，「近世に於ける船舶所有者の責任」となってい
 る。）
 - 烏賀陽然良「再備船契約と船舶所有者の責任」大審
 院昭和3年10月23日判決大審院民事判例集7巻11号
 827頁
 法学論叢22巻4号151頁・昭和4年〈1929年〉10月，
 『商法研究』第4巻455頁（有斐閣・昭和11年〈1936
 年〉10月）所収
 - 小町谷操三「船舶所有者の無過失損害賠償責任・船
 員の軽過失に対する免責特約の効力」大審院昭和4
 年3月30日判決大審院民事判例集8巻6号349頁
 法学協会雑誌48巻3号174頁・昭和5年〈1927年〉
 3月，判例民事法昭和4年度31号事件139頁，『海商
 法研究』第5巻394頁（有斐閣・昭和12年〈1937年〉
 1月）所収
 - 小町谷操三「英米法に於ける船主責任の変遷」
 法学協会雑誌47巻11号1頁・昭和4年〈1929年〉11
 月，『海商法研究』第3巻221頁（有斐閣・昭和6年
 〈1931年〉9月）所収（同第3巻では，「英米法に於
 ける船舶所有者の責任」となっている。）
 - 小町谷操三「現代に於ける船舶所有者の有限責任の
 態様及び根拠」
 法学協会雑誌47巻12号1頁・昭和4年〈1929年〉12
 月，『海商法研究』第3巻280頁（有斐閣・昭和6年
 〈1931年〉8月）所収（同第3巻では，「現代に於け
 る船舶所有者の責任」となっている。）
 - 本田 等「船舶所有者の責任制限に関する国際條
 約」
 法学論叢23巻3号136頁・昭和5年〈1930年〉3月
 - 小町谷操三「船舶所有者有限責任條約案の研究」(1)
 法学協会雑誌49巻1号69頁・昭和6年〈1931年〉1
 月
 - 小町谷操三・同(2)
 法学協会雑誌49巻2号70頁・昭和6年〈1931年〉2
 月
 - 小町谷操三・同(3)
 法学協会雑誌49巻5号95頁・昭和6年〈1931年〉5
 月，(1)，(2)および(3)『海商法研究』第3巻379頁
 （有斐閣・昭和6年〈1931年〉9月）所収
 - 烏賀陽然良「中華民國海商法に於ける船舶所有者の
 有限責任制度に就て」
 法学論叢26巻5号1頁・昭和6年〈1931年〉11月，
 『商法研究』第4巻287頁（有斐閣・昭和11年〈1936
 年〉10月）所収
- 昭和11年～20年**
- 大橋光雄「1939年伊太利船主有限責任法」
 法学論叢43巻3号78頁・昭和15年〈1940年〉9月
 - 西島称太郎「免責委付に就いて」
 民商法雑誌17巻3号1頁・昭和18年〈1943年〉3月
- 昭和21年～30年**
- 田崎慎治「日本船主相互補償組合設立に就て」
 海運259号24頁・昭和24年〈1949年〉4月
 - 山戸嘉一「船主責任制限條約有限責任の限度」
 神戸法学雑誌1巻3号495頁・昭和26年〈1951年〉
 9月

- 駒田行雄「船主責任保険に就て」(1)
海運293号17頁・昭和27年〈1952年〉2月
 - 駒田行雄・同(2)
海運294号30頁・昭和27年〈1952年〉3月
 - 駒田行雄・同(3)
海運295号43頁・昭和27年〈1952年〉4月
 - 駒田行雄・同(4)
海運296号31頁・昭和27年〈1952年〉5月
 - 駒田行雄・同(5)
海運297号24頁・昭和27年〈1952年〉6月
 - 駒田行雄・同(6)
海運298号45頁・昭和27年〈1952年〉7月
 - 駒田行雄・同(7)完
海運299号51頁・昭和27年〈1952年〉8月
 - 島谷英郎「英国における船主責任制限の概観」
法学研究(慶應義塾大学)25巻11・12号150頁・昭和27年〈1952年〉12月(30周年記念特別号)
 - 駒田行雄「米国のP. I. 保険」(1)
海運319号69頁・昭和29年〈1954年〉4月
 - 駒田行雄・同(2)
海運320号51頁・昭和29年〈1954年〉5月
 - 駒田行雄・同(3)
海運322号42頁・昭和29年〈1954年〉7月
 - 駒田行雄・同(4)
海運324号33頁・昭和29年〈1954年〉9月
 - 久木久一「離路と船主責任の制限～米国の新判決について」
商学討究(小樽商科大学)5巻2号77頁・昭和29年〈1954年〉10月
 - 駒田行雄「米国のP. I. 保険」(5)
海運326号22頁・昭和29年〈1954年〉11月
 - 駒田行雄・同(6)
海運327号29頁・昭和29年〈1954年〉12月
 - 山戸嘉一「船主責任制限条約の研究」(1)
海運328号43頁・昭和30年〈1955年〉1月
 - 山戸嘉一・同(2)
海運329号11頁・昭和30年〈1955年〉2月
 - 駒田行雄「米国のP. I. 保険」(7)
海運329号29頁・昭和30年〈1955年〉2月
 - 山戸嘉一「船主責任制限条約の研究」(3)
海運330号17頁・昭和30年〈1955年〉3月
 - 駒田行雄「米国のP. I. 保険」(8)完
海運331号56頁・昭和30年〈1955年〉4月
 - 小町谷操三「船主有限責任条約の将来」
海法会誌復刊3号15頁・昭和30年〈1955年〉4月
 - 山戸嘉一「船主責任制限条約の研究」(4)
海運332号56頁・昭和30年〈1955年〉5月
 - 駒田行雄「P. I. 保険の担保危険と其危険発生の頻度」
海運335号44頁・昭和30年〈1955年〉8月
 - 山戸嘉一「船主責任制限条約の研究」(5)
海運336号39頁・昭和30年〈1955年〉9月
- 昭和31年～40年**
- 山戸嘉一・同(6)
海運342号47頁・昭和31年〈1956年〉3月
 - 谷川 久「新船主責任制限条約案のその後の経過」
海法会誌復刊4号141頁・昭和31年〈1956年〉4月
 - 青木利夫「さくら丸漁網損傷事件～船舶保険者とP. I. クラブの論争」
海運347号46頁・昭和31年〈1956年〉8月
 - 徳永貞砥「P I 保険に関する人的危険について」
海運347号51頁・昭和31年〈1956年〉8月
 - 関 保人「我国P I 保険の填補範囲拡張について」
海運359号14頁・昭和32年〈1957年〉8月
 - 徳永貞砥「P. I. 事故の防止と処置」(上)
海運359号28頁・昭和32年〈1957年〉8月
 - 小町谷操三「航海船の所有者の責任に関する国際条約案」
法学新報64巻9号51頁・昭和32年〈1957年〉9月
- 1957年条約成立(10月)**
- 徳永貞砥「P. I. 事故の防止と処置」(下)
海運361号22頁・昭和32年〈1957年〉10月
 - 関 保人「P I 保険に於けるインデムニティーに就て」(上)
海運363号17頁・昭和32年〈1957年〉11月
 - 佐野 彰「イギリス普通法における船主責任～いわゆる common carrier の責任に関連して」
阪大法学25号51頁・昭和32年〈1957年〉12月
 - 関 保人「P I 保険に於けるインデムニティーに就て」(中)
海運365号22頁・昭和33年〈1958年〉2月
 - 関 保人・同(下)
海運366号24頁・昭和33年〈1958年〉3月
 - 小町谷操三「船主の責任制限に関する条約その他」

- 法学新報65巻3号43頁・昭和33年〈1958年〉3月
- 上田明信「船主有限責任条約～ブラッセルにおける海事法に関する外交会議についての報告」
商事法務研究103号（臨時増刊号）1頁・昭和33年〈1958年〉6月
 - 小町谷操三「航海船の所有者の責任の制限に関する国際条約の研究」(1)
法学新報65巻6号16頁・昭和33年〈1958年〉6月
 - 小町谷操三・同(2)完
法学新報65巻7号1頁・昭和33年〈1958年〉7月
 - 関 保人「P. I. クラブの起源と発展」(上)
海運371号55頁・昭和33年〈1958年〉8月
 - 関 保人・同(中)
海運373号47頁・昭和33年〈1958年〉10月
 - 関 保人・同(下)
海運374号34頁・昭和33年〈1958年〉11月
 - 西島称太郎「船舶所有者の責任」
法学セミナー33号33頁・昭和33年〈1958年〉12月
 - 西島称太郎「船舶内の人に対する船舶所有者の責任について」
海法会誌復刊7号3頁・昭和34年〈1959年〉4月
 - 小島 孝「船主有限責任統一条約と船舶先取特権抵当権統一条約との関連性についての一考察」
海法会誌復刊7号25頁・昭和34年〈1959年〉4月
 - 志津田氏治「水先人と船主責任」
海法会誌復刊7号43頁・昭和34年〈1959年〉4月
 - 小町谷操三「イギリス商船法の船主責任に関する規定の改正」
海法会誌復刊7号63頁・昭和34年〈1959年〉4月
 - 関 保人「P Iクラブのインデムニティー・リスクに就て」(上)
海運379号10頁・昭和34年〈1959年〉4月
 - 関 保人・同(下)
海運380号17頁・昭和34年〈1959年〉5月
 - 関 保人「デフェンス・クラブに就て」
海運383号13頁・昭和34年〈1959年〉8月
 - 関 保人「P I保険UK組年年次報告について」(上)
海運388号70頁・昭和35年〈1960年〉1月
 - 関 保人・同(下)
海運389号27頁・昭和35年〈1960年〉2月
 - 関 保人「我国P Iクラブの用船者及び回航請負人の責任保険について」
海運395号24頁・昭和35年〈1960年〉8月
 - 山戸嘉一「免責委付」
法学セミナー68号54頁・昭和36年〈1961年〉11月
 - 佐藤幸夫「P I保険の海上保険における地位」(上)
海運410号12頁・昭和36年〈1961年〉11月
 - 佐藤幸夫・同(下)
海運411号30頁・昭和36年〈1961年〉12月
 - 大宮 洋「英国P I保険の現況」
海運431号20頁・昭和38年〈1963年〉8月
- 昭和41年～50年**
- 大宮 洋「英国P I保険の経営」
海運467号8頁・昭和41年〈1966年〉8月
 - 商船三井海法実務研究会「船主責任制限制度と責任保険の適正付保額」
海運476号14頁・昭和42年〈1967年〉5月
 - 北原貞幸「日本船主責任相互保険組合新定款誕生のいきさつ」(1)
海運477号30頁・昭和42年〈1967年〉6月
 - 北原貞幸・同(2)
海運478号52頁・昭和42年〈1967年〉7月
 - 北原貞幸・同(3)
海運479号66頁・昭和42年〈1967年〉8月
 - 北原貞幸・同(4)完
海運480号74頁・昭和42年〈1967年〉9月
 - 関島和夫「英国の海上保険市場におけるP Iクラブの地位」
損害保険研究29巻4号61頁・昭和42年〈1967年〉11月
 - 吉永栄助「船舶所有者の責任」大審院昭和3年10月23日判決大審院民事判例集7巻12号938頁
海事判例百選30頁・昭和42年〈1967年〉11月，海事判例百選（増補版）30頁・昭和48年〈1973年〉10月
 - 原茂太一「免責委付（航海の終りにおける海産）」
大審院明治41年6月22日判決大審院民事判決録14輯766頁
海事判例百選34頁・昭和42年〈1967年〉11月，海事判例百選（増補版）34頁・昭和48年〈1973年〉10月
 - 谷川 久「イギリスにおける船主責任制限基金の形成と分配の手續」
政治経済論叢（成蹊大学）17巻3・4合併号184頁・昭和43年〈1968年〉3月
 - 平井好一「P I保険餘話」(1)

- 海運488号118頁・昭和43年〈1968年〉5月
- 平井好一・同(2)
 - 海運489号90頁・昭和43年〈1968年〉6月
 - 平井好一・同(3)
 - 海運490号88頁・昭和43年〈1968年〉7月
 - 平井好一・同(4)
 - 海運491号96頁・昭和43年〈1968年〉8月
 - 平井好一・同(5)
 - 海運492号162頁・昭和43年〈1968年〉9月
 - 大宮 洋「船主責任相互保険の過去と未来」
 - 海運493号50頁・昭和43年〈1968年〉10月
 - 平井好一「P I 保険餘話」(6)
 - 海運493号94頁・昭和43年〈1968年〉10月
 - 平井好一・同(7)
 - 海運494号78頁・昭和43年〈1968年〉11月
 - 平井好一・同(8)
 - 海運495号90頁・昭和43年〈1968年〉12月
 - 石川 実＝豊田太郎「米船主責任制限法をめぐる最近の動向」
 - 海運499号8頁・昭和44年(1969年)4月
 - 大宮 洋「英国船主相互保険組合における Mutuality について」
 - 海運503号41頁・昭和44年〈1969年〉8月
 - 吉川義春「船舶所有者の使用者責任と船長の海員監督責任」(1)
 - 民商法雑誌61巻2号231頁・昭和44年〈1969年〉11月
 - 吉川義春・同(2)
 - 民商法雑誌61巻4号573頁・昭和45年〈1970年〉1月
 - 鎌倉啓三(訳)「責任制限：“Primitive Unseaworthiness”に関する Gilmore と Black の“Privity”の概念」
 - 海運518号56頁・昭和45年(1970年)11月
 - 重田晴生「イギリスにおける船主責任制限制度」(1)
 - 法学新報 77巻11・12号39頁・昭和45年〈1970年〉12月
 - 重田晴生・同(2)
 - 法学新報78巻1・2・3号225頁・昭和46年〈1971年〉3月
 - 中村真澄「フランスにおける新船主責任制限法について」(上)
 - 企業法研究190輯51頁・昭和46年〈1971年〉3月
 - 窪田 宏「船長の航行上の過失による海難事故につき船主の使用者責任を認めた事例」広島地方裁判所竹原支部昭和45年3月20日判決判例時報611号71頁判例評論146号16頁・昭和46年〈1971年〉4月
 - 中村真澄「フランスにおける新船主責任制限法について」(中)
 - 企業法研究192輯38頁・昭和46年〈1971年〉5月
 - 中村真澄・同(下)
 - 企業法研究193輯48頁・昭和46年〈1971年〉6月
 - 重田晴生「イギリスにおける船主責任制限制度」(3)
 - 法学新報78巻4・5・6号221頁・昭和46年〈1971年〉6月
 - 谷川 久「船舶所有者責任制限制度改正要綱試案について」(上)
 - 商事法務研究568号50頁・昭和46年〈1971年〉8月
 - 谷川 久・同(中)
 - 商事法務研究569号26頁・昭和46年〈1971年〉8月
 - 谷川 久・同(下)
 - 商事法務研究570号19頁・昭和46年〈1971年〉9月
 - 平井好一「P I 保険に映る海運の姿」
 - 海運536号84頁・昭和47年〈1972年〉5月
 - 大宮 洋「スクルドについて」
 - 海運539号20頁・昭和47年〈1972年〉8月
 - 坂本幾雄「汽船諏訪丸衝突事件とアメリカ船主責任制限法について」(1)
 - 海運540号141頁・昭和47年〈1972年〉9月
 - 坂本幾雄・同(2)
 - 海運541号73頁・昭和47年〈1972年〉10月
 - 加藤一昶「船舶の所有者等の責任の制限制度に関する要綱案解説」
 - 商事法務618号46頁・昭和48年〈1973年〉1月
 - 谷川 久「諸外国における船舶所有者責任制限条約批准に伴う国内立法」
 - 商事法務618号57頁・昭和48年〈1973年〉1月
 - 居林次雄「船主責任制限条約等の批准と海商法の改正問題」
 - ジュリスト526号60頁・昭和48年〈1973年〉2月
 - 江頭憲治郎「船舶所有者の責任」最高裁判所第2小法廷昭和48年2月16日判決最高裁判所民事判例集27巻1号132頁
 - 海事判例百選(増補版)220頁・昭和48年〈1973年〉10月
 - 中村真澄「商法690条と民法715条の関係等」最高裁

- 判所第2小法廷昭和48年2月16日判決最高裁判所民事判例集27巻1号132頁
民商法雑誌69巻2号369頁・昭和48年〈1973年〉11月
- A. S. ライレー＝北原貞行(対談)「見直されるP I 保険の重要性～活発になった日英P I クラブの交流」
海運555号10頁・昭和48年〈1973年〉12月
 - 霜島甲一「船主責任の制限手続に関する立法の構想と問題点」
海法会誌復刊17号3頁・昭和49年〈1974年〉3月
 - 鴻 常夫「船主責任制限制度の改正問題の進展」
海法会誌復刊17号34頁・昭和49年〈1974年〉3月
 - 財団法人日本海法会船主責任制限制度特別委員会「船主責任制限制度特別委員会資料」
海法会誌復刊17号52頁・昭和49年〈1974年〉3月
 - 中村真澄「フランス新船主責任制限法」
比較法学(早稲田大学)9巻1号1頁・昭和49年〈1974年〉6月
 - 北原貞幸「ジャパンP & I 目下ロンドンにて健闘中」
海運563号67頁・昭和49年〈1974年〉8月
 - S・E・FOWLER「P & I 保険のある部面」
海運563号80頁・昭和49年〈1974年〉8月
 - 来生史郎「フルムーン号事件と海運秩序～船主・保険者の社会的責任」
海運565号8頁・昭和49年〈1974年〉10月
 - 高橋正彦「フルムーン号判決に対する海外の反響」
海運565号13頁・昭和49年〈1974年〉10月
 - 村橋章年「日本P I 保険」
海運565号40頁・昭和49年〈1974年〉10月
 - 今泉敬忠「英国における船主責任法制の変遷と衝突約款の変化」
損害保険研究36巻4号31頁・昭和49年〈1974年〉12月
 - 大内弘之＝来生史郎＝北原貞幸＝平峯敏巳(座談会)「P I クラブの運営に欠かせぬ融通性～UK クラブS・E・のファーラー氏に聞く」
海運567号16頁・昭和49年〈1974年〉12月
- 昭和51年～60年**
- 落合誠一「船主責任制限と船主自身の故意または過失」(1)
法学協会雑誌92巻7号64頁・昭和50年〈1975年〉7月
 - 落合誠一・同(2)
法学協会雑誌92巻8号122頁・昭和50年〈1975年〉8月、(1)および(2)『運送責任の基礎理論』289頁(弘文堂・昭和54年〈1979年〉9月)所収
- 船主責任制限法成立・昭和50年〈1975年〉12月**
- 青山善充「船主責任制限手続の構想と問題点」鈴木竹雄先生古稀記念『現代商法学の課題』下1117頁(有斐閣・昭和50年〈1975年〉12月)
 - 柴田 博「1957年船主責任制限条約の改正について～万国海法会第30回国際総会(ハンブルグ総会)報告」
海法会誌復刊19号13頁・昭和50年〈1975年〉12月
 - 泉 信雄「『船舶の所有者等の責任の制限に関する法律』の概要」
金融法務事情777号4頁・昭和51年〈1976年〉2月
 - 江頭憲治郎「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律～実体法上の問題」
ジュリスト606号70頁・昭和51年〈1976年〉2月
 - 時岡 泰「船主責任制限法の概要」
商事法務726号2頁・昭和51年〈1976年〉2月
 - 川上五郎「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律及び油濁損害賠償保障法の成立について」
海運583号29頁・昭和51年〈1976年〉4月
 - 小町谷操三「船舶所有者等の責任の制限に関する法律について」
民商法雑誌74巻2号3頁・昭和51年〈1976年〉5月
 - 小鶴長利「P I クラブのクレーム処理について」
海運587号20頁・昭和51年〈1976年〉8月
- 1976年条約成立(11月)**
- 村田治美「航海法上の制度としての船主責任制限制度」
大隅健一郎先生古稀記念『企業法の研究』465頁(有斐閣・昭和52年〈1977年〉1月)
 - 江頭憲治郎「船舶所有者の責任」最高裁判所第2小法廷昭和48年2月16日判決最高裁判所民事判例集27巻1号132頁
商法(保険・海商)判例百選128頁・昭和52年〈1977年〉11月
 - 原茂太一「曳船船長の過失と船主の責任」大審院明

- 治42年1月22日判決大審院民事判決録15輯23頁
商法(保険・海商)判例百選158頁・昭和52年<1977年>11月
- 鎌倉啓三『船舶の所有者等の責任の制限に関する法律』(法律第94号)適用第1号事件について」海運611号13頁・昭和53年<1978年>8月
 - 久留島 隆「船舶所有者の責任制限」法学研究(慶應義塾大学)51巻11号163頁・昭和53年<1978年>11月(島谷英郎先生追悼論文集)
 - 重田晴生「英米法における船舶所有者の難破物除去責任」海法会誌復刊22号19頁・昭和53年<1978年>12月
 - 重田晴生「アメリカ法における船舶所有者の難破物除去責任」(1)神奈川法学14巻1号・昭和53年<1978年>12月
 - 重田晴生「アメリカ法における船主責任制限制度の近代化をめぐる動向」神奈川法学15巻2・3合併号141頁・昭和55年<1980年>8月
 - 能勢泰彦「船主責任論の再検討」早稲田法学会誌31巻219頁・昭和55年<1980年>3月
 - 北原貞幸「日本船主責任相互保険組合小史～30年をかえりみて」海運637号48頁・昭和55年<1980年>10月
 - 中村真澄「定期傭船契約における船主の第三者に対する責任」(フランス)エクス控訴院1979年2月21日判決海運637号99頁・昭和55年<1980年>10月
 - 斎藤和夫『沈没除去義務を履行した所有者が該除去費用を有責第三者に請求した場合、右損害賠償請求権は、船主責任制限法の制限債権には該当しない』とした判例」旭川地方裁判所昭和55年7月1日判決海運638号86頁・昭和55年<1980年>11月
 - 椿 弘次『河川を航行中の船舶が地方公共団体の管理する可動橋に接触し、損傷を与えたことによって生じた損害に基づく債権について、船主責任制限手続の開始を認める』判例」高松高等裁判所昭和54年11月30日決定判例タイムズ407号135頁・判例時報954号51頁海運641号63頁・昭和56年<1981年>2月
 - 斎藤和夫『船舶所有者等の責任の制限に関する法律第2章の規定は、航海に関して生じた一定の債権について特に船舶所有者等の責任を制限するものであるが、これらの規定は公共の福祉に適合する定めとして是認することができ、憲法29条1項、2項に違反するものということとはできない』とした判例」最高裁判所大法廷昭和55年11月5日決定海運642号76頁・昭和56年<1981年>2月
 - 山田 良「漁船船主責任の概要」損害保険研究43巻1号47頁・昭和56年<1981年>4月
 - 今泉敬忠「英国における船主責任法制の変遷と P. & I. Club の変化」(1)損害保険研究43巻2号1頁・昭和56年<1981年>8月
 - 能勢泰彦「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第2章の合憲性」最高裁判所大法廷昭和55年11月5日決定判例時報986号105頁早稲田法学53巻11号77頁・昭和56年<1981年>11月
 - 原茂太一「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第2章の合憲性」最高裁判所大法廷昭和55年11月5日決定金融・商事判例611号3頁金融・商事判例629号39頁・昭和56年<1981年>11月
 - 長瀬弘毅「James J. Donovan, The Origins and Development of Shipowners' Liability」(論文紹介)[1981-2]アメリカ法311頁・昭和57年<1982年>3月
 - 久留島 隆「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第2章の規定の合憲性」最高裁判所大法廷昭和55年11月5日決定判例時報986号105頁・金融・商事判例611号3頁法学セミナー325号133頁・昭和57年<1982年>3月
 - 来住史郎『船主兼船長の船舶が、はまち養殖筏に接触し、損害を発生させた制限債権について、船主責任制限手続の開始を棄却した判例』大分地方裁判所白杵支部昭和56年10月1日決定海運654号88頁・昭和57年<1982年>3月
 - 大野裕夫「船主責任制限制度をめぐる最近の動向」海運655号24頁・昭和57年<1982年>4月
 - 能勢泰彦「アメリカ船主責任制限法における privity or knowledge」早稲田法学会誌32巻305頁・昭和57年<1982年>4

月

船主責任制限法改正・昭和52年〈1982年〉5月

- 重田晴生「船主責任制限法の合憲性」最高裁判所大法廷昭和55年11月5日決定判例時報986号105頁・金融・商事判例611号3頁・最高裁判所民事判例集34巻6号765頁
昭和56年度重要判例解説（ジュリスト768号）117頁・昭和57年〈1982年〉6月
- 根立昭治「漁船乗組船主保険について」商学集志（日本大学）52巻1号65頁・昭和57年〈1982年〉6月
- 谷川 久「船主責任制限法の改正について」(1)ジュリスト771号90頁・昭和57年〈1982年〉7月
- 南 敏文「船主責任制限法改正の概要」商事法務946号2頁・昭和57年〈1982年〉7月
- 上村一郎「船主責任制限法の改正について」海事法研究会誌49号13頁・昭和57年〈1982年〉8月
- 谷川 久「船主責任制限法の改正について」(2)ジュリスト772号182頁・昭和57年〈1982年〉8月
- 小島 孝「船主責任制限法第2章の規定の合憲性」最高裁判所大法廷昭和55年11月5日決定最高裁判所民事判例集34巻6号765頁・判例タイムズ428号180頁・判例時報986号105頁・金融・商事判例611号3頁・海事法研究会誌40号15頁
判例タイムズ472号163頁・昭和57年〈1982年〉9月
- 武久征治「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律により損害賠償債権の行使を制限された者の損失補償請求の可否」東京地方裁判所昭和57年2月18日判決判例時報1030号3頁
判例評論284号24頁・昭和57年〈1982年〉10月
- 中元啓司「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第2章の規定の合憲性」最高裁判所大法廷昭和55年11月5日決定最高裁判所民事判例集34巻6号765頁・判例時報986号105頁・金融・商事判例611号3頁
法学研究（北海学園大学）18巻3号133頁・昭和58年〈1983年〉3月
- 山田泰彦「航行中の船舶が他船に衝突して沈没させたことにより沈没船の船主が出捐することになった沈没船除去費用の損害賠償債権が船主責任制限法3条1項2号の制限債権にあるとされた事例」札幌高等裁判所昭和57年6月29日判決・旭川地方裁判所昭和55年7月1日判決判例タイムズ478号132頁
海運666号90頁・昭和58年〈1983年〉3月
- 原田一宏「イギリス法における船骸撤去義務と船主責任制限との関係～イギリス判例の研究」損害保険研究45巻2号51頁・昭和58年〈1983年〉8月
- 久留島 隆「船主責任制限法の改正と問題点」慶應義塾創立125年記念論文集（慶應法学会法律学関係）323頁・昭和58年〈1983年〉10月
- 斎藤和夫「海底送油管の敷設位置が明示されている最新版の海図が海図室に備えられていたのに、投錨に際し、船長が、古くて補正されておらず、その位置の記入がなされていない海図を使用したため、錨を絡ませ海底油送管に甚大な損害を与えた。船主はその責任を制限できない。」海運677号107頁・昭和49年（1984年）2月
- 重田晴生「人身損害～ネグリジェンス 1972年改正『港湾労働者災害補償法』における船主の注意義務」〔1983-2〕アメリカ法382頁・昭和59年〈1984年〉3月
- 久留島 隆「船舶所有者等の責任制限阻却事由」田中誠二先生米寿記念論文『現代商事法の重要問題』569頁・昭和59年〈1984年〉5月
- 小川洋一「改正船主責任制限法の実務的解説」海事法研究会誌60号13頁・昭和59年〈1984年〉6月
- 竹田盛之輔「船主責任制限法の施行と供託について」商事法務1011号29頁・昭和59年〈1984年〉6月
- 高橋清三「船主責任制限法と船舶保険」海運683号48頁・昭和59年〈1984年〉8月
- 佐藤歳二＝高世三郎「船舶所有者等責任制限手続の運用について」判例タイムズ531号24頁・昭和59年〈1984年〉9月
- 篠田省二「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第2章の規定の合憲性」最高裁判所大法廷昭和55年11月5日決定
法曹時報36巻10号203頁・昭和59年〈1984年〉10月
- 今泉敬忠「英国における船主責任法制の変遷と P. & I. Club の変化」(2)損害保険研究46巻2号23頁・昭和59年〈1984年〉11月
- 谷川 久「沈没船舶の除去責任に基づく債権と船主責任制限」

- N B L317号 6頁・昭和59年〈1984年〉11月
- 稲葉威雄=寺田逸郎「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律の解説」(1)
法曹時報36巻12号1頁・昭和59年〈1984年〉12月
 - 重田晴生「アメリカ法における船主責任制限制度の近代化をめぐる動向〔その二〕～米国海法会による『船主責任制限法改正案 (1979年)』を中心として」
神奈川法学19巻2・3合併号25頁・昭和60年〈1985年〉2月
 - 相原 隆「運送人の責任制限とその権利の喪失～フランス法を中心として」
早稲田法学会誌35巻1頁・昭和60年〈1985年〉3月
 - 稲葉威雄=寺田逸郎「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律の解説」(2)
法曹時報37巻5号19頁・昭和60年〈1985年〉5月
- [くるしま たかし 横浜国立大学経営学部助教授]